

返戻金制度について

乙は、採用決定者が雇用期間開始後 32 日目に降かつ 3 ヶ月以内に、本人の都合により退社し、もしくは本人の責に帰すべき事由により解雇されたとき、又は、業務委託開始後 32 日以降かつ 3 ヶ月以内に、本人の都合により解約し、もしくは本人の責に帰すべき

事由により解除されたときは、成功報酬金額の 50%（消費税別途）を甲に返還する。